

令和元年度 生駒市防災会議 議事録

I 開催日時 令和2年2月27日(木)午前9時から

II 開催場所 生駒市役所 大会議室

III 出席者

会 長 小紫会長(生駒市長)

委 員 山本委員(副市長)、古川委員(水道事業管理者)、杉浦委員(総務部長)、米田委員(建設部長)、澤井委員(危機管理監)、中田委員(教育長)、福田委員(消防長)、松本委員(消防団長)、坂本委員(関西電力㈱奈良支社長)、岡田委員(奈良交通㈱北大和営業所長)、牧委員(京都大学防災研究所教授)、平岩委員(自主防災会を組織する者)、鐵東委員(生駒商工会議所会頭)、藤澤委員(自治連合会副会長)、石橋委員(生駒市民生・児童委員連合会理事)、永野委員(生駒市赤十字奉仕団委員長)、笹埜委員(生駒市地域婦人団体連絡協議会会長)、中谷委員(生駒市議会議長)、片山委員(生駒市議会企画総務委員長)、林委員(公募市民委員)、富田委員(公募市民委員)

委員代理 杉井(奈良県郡山土木事務所長)、須田(生駒警察署長)、北原(西日本電信電話㈱奈良支店設備部部長)、竹ヶ鼻(大阪ガス㈱ネットワークカンパニー北東部導管部緊急保安チームマネージャー)、有山(北倭土地改良区理事長)

事務局 奥田(市民部長)、奥田(環境保全課課長)、甫田(防災安全課課長補佐)、西川(防災安全課係長)

IV 欠席者

委 員 松井委員(奈良県郡山保健所次長)、廣岡委員(日本郵便㈱生駒郵便局長)、房谷委員(近畿日本鉄道㈱生駒駅長)、片尾委員(京都大学防災研究所准教授)、溝口委員(生駒市医師会長)、井上委員(生駒建設業協会会長)、

V 議事内容

1 開会

2 会長あいさつ

小紫会長 みなさま、あらためまして、おはようございます。

本日は大変朝早くからの防災会議となりまして、ご参集いただきましたこと、心から御礼申し上げます。

日ごろはますますリスクが高まっております生駒市の災害への取組に対しまして、ここにおられる皆様はじめ、関係者の皆様に大変おちからをいただき、対応させていただいておりますこと、こころから感謝申し上げます。

さて、皆様、ご案内のとおりでございますが、近年本当に気候変動が激しく、風水害の

被害リスクというのが、目に見えて、肌で感じられるくらい高まっているというのは、ご承知の通りかと思います。熱中症が非常に多く発生するほど、夏は暑くなっておりますし、ゲリラ豪雨や台風も非常に強い勢力のまま日本に上陸をするということが、ここ数年続いております。生駒市でも、（今年度は）災害対策本部をほとんど立ち上げることもなく、ここまでやってきたのですけれども、ここ数年は、年に一度どころか二度三度災害対策本部が立ち上がったことが増えております。

そんな中で、この防災会議そして、本市の地域防災計画に基づく様々な訓練、具体的な連携の強化をしていきたいと思っております。

心配しておりますのは、風水害に対する我々職員と関係者の知見というものは、かなり高まってきているというふうに思いますが、地震や、今回のコロナウイルスのように、風水害以外の対応というものが、実際の知見として積みあがっていかないということもある。そのこのところにつきましても、シュミレーション等なるべくしっかりと想定して、準備することが大切だと思っております。今日は地震に関する説明もございしますが、どうか、お集まりの皆様ご自身ご理解いただくとともに、それぞれの現場でご対応いただくことをお願い申し上げます。本日は、よろしくお願いいたします。

3 委員紹介（出席者については、出席者名簿配布にて紹介省略）

4 審議案件

生駒市地域防災計画の修正について

澤井危機管理監 資料2をご覧ください。令和元年度生駒市地域防災計画修正（案）を見ていただいております。今年度の修正のポイントは大きく三点であります。

一点目は、組織改編に伴う名称変更こちらは、まだ名称は確定しておりませんので、後日、修正したものを配布させていただきます。

二点目は、生駒市におきまして、今年度災害廃棄物処理計画を作成しております。それに関する事項を記載するものであります。資料1の新旧対照表をご覧ください。対照表三つ折りの一枚目、第2部災害予防計画第2章の中に、第9節といたしまして、災害廃棄物処理体制の整備の項目がございます。ここに参照すべき資料として、関連計画集として、生駒市災害廃棄物処理計画へ記載させていただきます。また、同じく三つ折りの最後のページ、こちら第3部の災害応急対策の第4章第6節に同じく災害廃棄物の処理及び清掃の項目がございます。こちらにも、参照すべき資料として、関連計画集として生駒市災害廃棄物処理計画を記載させていただきます。

三点目は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応についてですが、こちらの内容につきましては、次のページをご覧ください。平成31年3月に内閣府より「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」が発表されました。以下

「検討ガイドライン」と略称いたします。これに基づきまして、地域防災計画への反映をどうするのかというのが、今回の検討の内容でございます。

ここからは、別冊に基づいて、ご説明させていただきますが、前のスクリーンにその内容を掲示させていただきます。こちらのほうで、ご説明させていただきます。

こちらの、資料でございます（スクリーンに掲示）。

本ガイドラインは、南海トラフ巨大地震の発生の可能性が高まったと評価された場合に、地方公共団体等にあらかじめ計画として取りまとめるために参考となる事項を記載されたものです。従来の災害対策としてや地震については、「発生が予知困難である。いつどこで起こるか予測困難である。」という前提で、検討されておったのですが、この南海トラフ巨大地震に関しましては、特定のケースについては、発生の可能性が高まったことが予測できるという見解が出され、それに基づいて、政府がその発生の可能性が高まったという情報を発信します。それに基づいて、各市町村はそれぞれの対応をとっていただくことにより、その被害の軽減をはかってくださいというような対応になっております。

具体的なケースは三つのケースがあげられております。一つ目は、「半割れ」と言われるケース。南海トラフのうち、東もしくは西側の半分がエネルギーを開放して、巨大な地震が発生したあと、残りの部分で、同じように巨大な地震が発生する確率、一週間以内に発生する確率が、通常の100倍になるといわれております。これが、「半割れ」ケースです。

二つ目は、「一部割れ」と言われるケース。南海トラフもしくはその周辺で、限定的な地震が起こった場合、この場合、一部のエネルギーが解放されたものであり、残りの部分で大きなエネルギーが一気に開放される地震が同じく一週間以内に、通常の数倍程度の確率で発生するといわれております。

三つ目は、地震を伴わずに、南海トラフが「ゆっくりと滑っていく」現象が観測された場合、引き続き、南海トラフ巨大地震の発生確率が高くなると考えられております。このような場合に政府から情報が発信されます。このような状況が観測されますと、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されます。そこで、有識者による検討会が招集されまして、そこで、「半割れ」と判定された場合につきましては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されます。また、「一部割れ」もしくは「ゆっくり滑り」とであると判定された場合につきましては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されます。その情報が発表されますと、「半割れ」の場合、「巨大地震警戒対応」を地震発生から一週間、そののち、さらに一週間の「巨大地震注意対応」を求められます。「一部割れ」と判定された場合、地震発生から一週間「巨大地震注意対応」を求められます。同じく「ゆっくり滑り」と判定された場合につきましては、その「ゆっくり滑り」が終息したと判定されるまでが、「巨大地震注意対応」というものが求められます。

この、「巨大地震警戒対応」が発表された場合につきましては、市町村につきましては、特に、津波の被害が予測される地域につきましては、事前避難対象地域といたしまして、その地域の住民の避難が必要となります。本市は、ここに入らないその他の、南海トラフ地

震防災対策推進地域に入りますので、津波の危険に伴う避難は必要ではございませんが、社会の情勢を踏まえて、日ごろからの地震への備えを再確認するなどの対策をとることが必要とされております。その具体的な中身ですが、真ん中の中断目の囲いに列記されておるような措置を検討する必要があるとございます。このなかで、いま網掛けて隠した部分ここは、主に先ほどの津波避難対象地域の津波の被害が及ぶ恐れのある地域でとるべき処置でございますので、生駒市といたしましては、巨大地震の備えの再確認等、土砂災害に対する検討、住宅倒壊、地震災害、火災に対する検討が必要とされます。また、巨大地震注意対応につきましては、そのうち日ごろの地震への備えの再確認等の処置をとる必要があるとされております。では、巨大地震警戒対応の際、日ごろからの地震への備えの再確認とは、具体的にはどういう内容かというものです。下の方の赤枠に囲ってある二種類の内容、4つずつ例示されておりますが、このような内容が必要とされております。なお、一番下、このような内容につきましては、南海トラフ地震の臨時情報の巨大地震警戒だけではなく、巨大地震注意が発表された場合、巨大地震注意対応する場合においても、同様の処置が必要となります。また、このような情報が突然発表されますと、市民の皆様は慌てて対応するということになり、電話が殺到するという事態になりかねませんので、日ごろから、地震の備えについて、市民の皆様には周知することは必要であります。

本市において、土砂災害警戒区域につきましては、風水害と違いまして、発生の危険の高い箇所が、地震の場合は特定が困難とされております。従来の土砂災害警戒区域で、土砂災害が発生するというわけではないということでもあります。したがって、住民の皆様あるいは地域の皆様で、個々の状況に応じて、避難の要否を判断していただく必要がございます。また、土砂災害警戒区域の要配慮者施設の管理者につきましては、このような警戒情報が出された場合に、どのような対策をもって、入居者の安全を守るかの検討をすすめていただく必要もございます。また、地震に伴う住宅の倒壊、地震火災については、一律の避難を求めないとされております。このような政府ガイドラインをどのように本市の対応として反映させて行くかという点について、ご説明いたします。資料2の別紙の一番末に書かれている内容です。こちらの図をもってご説明させていただきます。地震が発生しますと、本市においては従来こちらの青い部分、従来の計画で被災されている地震対応の内容、こちらを大まかにまとめた図であります。

前方の（パワーポイントの）図、青い部分、これは、従来の生駒市の地域防災計画の地震対策として記載された内容を大まかに表したものであります。地震が発生し、これが震度5弱以上となりますが、震度5弱であれば警戒本部体制、震度5強以上であれば災害対策本部体制をとりまして、所要の災害応急対策を実施することとなっております。さきほどの南海トラフ地震臨時情報調査中はこのあたりで発表されます。

この場合、震度5強の地震がすでに発生していれば、職員が参集しておるのですが、震度4以下の場合、あるいはゆっくり滑りの場合、地震が起きていないとなると、職員は参集しておりませんので、何らかの職員をもって対応する必要があるとございます。ただし、まだ、地

震が発生する、発生しない、確率が高まっているかどうか分からない状況ですので、担当職員のみが参集して対応するというかたちにしたいと思います。そして、同じく臨時情報の巨大地震警戒もしくは、巨大地震注意が発表された後の対応ですが、大きな被害がすでに地震によってあった場合につきましては、従来通り災害応急対策を進める必要があるのですが、被害が軽微な場合もしくは早期に終わった場合、あるいはもともと被害がなかった場合につきましては、あらためて、震度4以下で職員を参集させて、それぞれの巨大地震警戒対応もしくは巨大地震注意対応行う必要がございます。

では、どのぐらいの職員を参集させる必要があるかということでございますが、本来であれば、災害対策本部の体制をとり、万全の体制をとるということも考えられます。この場合は、市の職員が三分の一が動員され、さらに、一週間二週間の勤務を行うということになりますと、市の通常業務これが運営が非常に困難になる。かなり縮小する必要があることがあります。従いまして、この段階では当初の緊急初動対応これに必要な最低限の要員のみを参集させて対応させるのが適当ではないかと考えます。では、その緊急初動対応に必要な人員はどのぐらいの規模かということになります。

ここで、さきほど一回見ていただきました資料Ⅰをご覧ください。三つ折りの二枚目になります。こちらに、動員表がございます。今回の改正から、従来動員表Ⅰページに記載されていたものを二分割させていただきます。右側動員表Ⅰ、横にしてご覧ください。従来の動員表の上半分の部分を切ったものでございます。動員表の一番上の欄、動員区分の一番左に「Ⅰ号警戒配備」というものがございます。この体制が、一番小規模な市の動員体制であります。これを概ね20数名規模の職員が参集してくる体制となっております。この職員が参集すれば当初の緊急初動対応すなわち、被害状況の大まかな把握は十分可能であろうと考えられます。従いまして、先ほどの巨大地震注意対応の時はこの職員を参集させることが基本であろうと考えます。続きまして、再度前方の画面をご覧ください。注意対応の場合は、警戒配備体制という形にさせていただきたいと思います。巨大地震警戒対応が発令された場合につきましては、実際に、ある程度の規模の地震が生駒市でも発生しているということが考えられます。その場合、市民の皆様は、この情報が発令されたことにより、自主的に避難される方がある程度発生するのではないか。市としてもその受け入れを考えなければならない。ということが考えられます。そうしますと、先ほどの緊急初動に加えまして、避難する方の受け入れと、それに必要な体制をとる必要がございます。先ほどの動員表をもう一度ご覧ください。資料Ⅰの見開きの2枚目になります。同じく動員部分、左から4つ目に「警戒本部（Ⅰ号配備）」というものがございます。こちら、目的の欄見ていただきますと、早期避難及び小規模災害に対応する体制ということで、この体制は組まれております。さきほど説明したⅠ号警戒配備の体制が小規模災害に対応する体制だったものに、これに早期避難に必要な職員を加えた体制としております。したがって、警戒本部Ⅰ号警戒配備をもってすれば、先ほどの緊急初動対応と避難する方の対応ができるということで、この体制をもって巨大地震警戒対応の体制としたいと思います。その

ため、配備基準欄にそれぞれ南海トラフ巨大地震警戒対応、巨大地震注意と発表されたとき、あるいは南海トラフ巨大地震情報、南海トラフ臨時地震情報（巨大地震警戒）といった内容をそれぞれ記載したいと思います。一たび前の画面をご覧ください。

南海トラフ巨大地震警戒対応が、一週間続きました後は、引き続き、巨大地震注意対応を一週間とる必要がございますので、その際はまた、体制を起こしまして、警戒配備という形にしたいと思います。大きな被害があった場合につきましては、従来の計画に基づき、災害の応急対策をすすめるわけでございますが、防災も当初の地震の後に、再度大きな地震が来るわけでありますから、後発地震に備えた、警戒注意を促すという措置は追加する必要があります。巨大地震警戒対応、巨大地震注意対応の具体的な措置の中身でございますが、さきほどのガイドラインに基づきまして、日ごろからの備えの再確認、防災行動の実施を市民に発信する。あるいは、市の職員自身が、市の施設等を点検して、落下防止等所要の点検を行う。あるいは、状況により、自主避難所を開設する。ただし、この場合は通常の風水害あるいは地震と違いまして、まだ、大きな被害が市中に発生していないということで、市の商業活動、通常のもので速やかに再開されているであろうということが考えられますので、ただし、食糧等は避難者が各自準備するという形にする必要がございます。また、これに伴いまして、避難者を受け入れるため、生涯学習施設等の一般利用は制限させていただく必要がございます。その他リスクの予想されるイベント等明らかにリスクの高い事項は避けつつ、つとめて平素の市としての業務の運用を行うという処置になります。これら地震が発生した場合、それぞれの情報が発表された場合は、このような対応になりますが、この混乱を避けるために、平素からの対応として、地震臨時情報の発表に備えまして、日ごろからの地震の備えを市民に周知する。土砂災害の発生、土砂災害警戒区域内の要配慮者支援施設の方に対しまして、防災対応の検討の促進を図る、あるいは、住宅の体制に不安のある皆様に、避難先の検討を促す。といったことが、平素から、取り組むべき必要が出てきます。これらの内容を、計画に反映させるにあたりまして、資料2の5ページ目をご覧ください。本市の地域防災計画の作り付けといたしまして、南海トラフ巨大地震に関するマニュアルにつきましては、資料編のIV「広域災害（南海トラフ巨大地震）対策計画」のところにまとめられております。したがって、これらの内容については、資料編のIVのところに新たに改正して盛り込む形になります。本編のほうは、その一部共通的な事項、先ほどは、動員表に関する事項の他に、一部の事項のみ記載させていただきます。最後、もう一度、資料1の三つ折りの4枚目をご覧ください。第3部 災害応急対策計画の第1章 災害対応の体制 第2節 地震災害配備体制 の3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖が記載されている部分がございます。災害警戒本部は従来、市域で震度5弱の揺れが観測されたとき設置すると記載されておりますが、ここに、「または、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき」という内容を追加させていただきます。また、次のページ、ここには、5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖が記載されている部分がございます。ここで、市域で震度5強以上の揺れが観測されたとき開放するとなって

おりますが、「南海トラフ地震臨時情報（警戒または注意）が発表されたときは、状況に応じて緊急避難場所の一部を開放して避難者を受け入れる」という内容を追加したいと考えております。以上です。

小紫会長 ありがとうございます。詳細な説明だったかと思いますが、今までは、予測が難しいといわれていた地震につきまして、一部のケース、全部のケースではないですが、半割れとか、一部割れとか、そういったケースはしっかり計算しなくてはいけないということで、国の方から指針が出ている。それに対応する形で、令和二年度以降対応の事項ということでございます。今のご説明につきまして、地域防災計画の修正等につきまして、何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。ございましたら、挙手にてお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、審議案件の「生駒市地域防災計画の修正について」承認いただくということで、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは、審議案件の「生駒市地域防災計画の修正について」につきましては、議案のとおり可決ということでご了承願います。ここに、ご参集の皆様におかれましては、特に三つ目の南海トラフの情報提供というのは、今までと異なる事例ということでございますので、これにつきましては、今日資料をお持ち帰りいただきまして、関係各所にお伝えいただきますようお願い申し上げます。さきほどございましたように、警戒情報が出るから、そこから慌てて何かするということではなく、あくまでそういう、予知ができるという限定的な場合でございますので、やはり日ごろからの備えというものをしっかりしていただくということが基本なのは、これまでと変わりございません。警戒情報が出たからといって、災害物資を（急いで）チェックしているとか、今回（コロナウイルスで）マスクがなくなって、みたいなことが出てきますけど、そういった状況になることは、我々としては避けたいので、とにかく日頃からの準備を皆様よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、報告案件4つにつきましての説明にまいります。

一つ目の「風水害時における緊急避難場所の開放について」担当の方から、よろしくお願いいたします。

5 報告案件

（1）風水害時における緊急避難場所の開放について

澤井危機管理監 お手元の資料4をご覧ください。この内容につきましては、前回の防災会議で実施するとしておりましたが、昨年12月に、私（危機管理監）を長といたしまして、一部の

委員さんに参加いただきまして、部会を開いて検討させていただいた内容をもちまして、修正させていただいた内容でございます。

現在の風水害時の緊急避難場所は、台風の場合など、に指定されている施設30数か所を一斉に開放するという対応をとらせていただいております。この施設の開放につきましては、地震を想定したものをベースにしておりますので、最大4万人規模の避難者を想定したものとなっております。しかし、風水害時には、ここまでの規模の避難者の想定は必要ありませんので、すべての緊急避難場所を開放していると台風が去った後の通常業務に大きな支障が出る。また、実際に避難される所が限定されてくるということで、過剰な開放という形になっております。そのため、これを実際の必要性に合わせて、見直すということを行いました。

また、昨年度、土砂災害警戒区域の再度の見直しもございまして、緑ヶ丘中学校と生駒東小学校の一部が新たに土砂災害警戒区域に含まれたこと、また、竜田川の氾濫区域、こちらも基準が変わりまして、その結果、南コミュニティセンターの周辺道路がすべて冠水する状況も発生する恐れがあるということがわかりました。

見直しの内容につきましては、まず、風水害の緊急避難場所について近接しているものについては、その複数箇所を1箇所のみを開放することにしようという内容であります。こちらにある①②③④⑤の地区がそれぞれ隣接している箇所で、それぞれ1箇所ずつを指定させていただきます。また、風水害時の緊急避難場所として、収容面積が少し小さい。数名ぐらいしか入れないところについては、そこは、避難に支障のない範囲で削除させていただきます。空調設備が劣る施設、人数が少ない施設は、これは一部削除させていただきます。なお、生駒北小中学校につきましては、旧生駒北小学校体育館につきましては、小中学校の一部として、「必要に応じて使用する」。小平尾南体育館につきましては、代替の緊急避難場所として、人権文化センターを指定させていただくことにいたします。そして、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の拡大に伴いまして、生駒東小学校は、風水害時、校舎の一部とグラウンドの一部を使用しないという形で、指定を制限いたします。また、緑ヶ丘中学校につきましては、風水害時の緊急避難場所及び避難所としての指定を解除いたしまして、代替の緊急避難場所として、近接する生駒幼稚園を新たに指定させていただくことといたします。南コミュニティセンターは、周辺道路が全て冠水が予想される場合については、追加して南中学校を開放するといった措置をとらせていただきます。また、指定避難所につきましては、特に、整理の対象とせず、実際の被災状況をして、必要な施設を開設するという形にさせていただきたいと思っております。この内容につきましては、部会の結果をもとに、自治会等と調整をはかりまして、最終的に次の出水期（6月初旬ぐらい）までに、各自治会に周知・回覧を図って、対応していきたいと考えております。なお、次のページに実際どのような形になるかというものを、一覧表にさせていただきました。地震時に開放する緊急避難場所、風水害時にはその一部を開放するという形になっております。なお、次のページ以降に実際どのような場所が整備されているのかという図を作成いたしました。

た。あわせてご覧ください。以上です。

小紫会長 ただ今の報告に対しまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
特にないようでございますので、令和二年度の生駒市総合防災訓練(案)につきまして、
ご説明願います。

(2) 令和2年度 生駒市総合防災訓練について

澤井危機管理監 お手元の、資料3になります。こちら、(案)となっておりますのが、まだ、市議会で
予算が通過していないということで、(案)ということにさせていただきます。訓練概要案と
いうところをご覧ください。こちら、令和二年度に開催を予定しております総合防災訓練に
つきまして、その概要をまとめたものとなっております。総合防災訓練ですが、本市は4年
に一回実施しておりまして、令和二年度がこれに当たります。

今回は、大規模地震を想定した総合防災訓練、本市において、もっとも大きな被害が発生
すると想定される生駒断層帯地震を想定した訓練を実施したいと考えております。重視
項目として何点か列記させていただきますが、まずねらいは従来型のデモンストレーション
を中心とした訓練ではなく、実際に市の対処能力の向上に直結する実践的・効果的な訓
練を追求したいと考えております。実施時期につきましては、令和2年11月15日を予定
しております。これより前になりますと台風が来る可能性があります。

生駒市と生駒市自治会が共催する形で実施させていただきます。参加団体につきまし
ては、まだ調整をこれからする状況でして、いま、「調整案」という形で列記させていただ
いております。実施場所につきましては、本市役所、セイセイビル、メディカルいこま、ベルテラ
ス広場、各指定避難所、各救護病院等及び市内全域となります。かなり広域にわたって、
実施を考えております。

次に、訓練全般構成案とあります。メインとなる訓練は、囲みで入れております午前中の
大規模震災対処連携訓練というものであります。中身は、災害対策本部訓練、地区連絡
所開設運営訓練、避難・救助訓練～避難所運営訓練等、福祉避難所開設運営訓練、医
療救護拠点(市医師会災害対策本部)運営訓練、救護所開設運営訓練、後方医療拠点
訓練これらを情報伝達訓練によって、連携するような形で、訓練を実施したいと考えてお
ります。

また、これと同時並行するような形で、ボランティアセンター運営訓練も実施したいと考
えております。なお、先ほどの、大規模震災対処連携訓練は連携する形でできるのですが、
ボランティアセンターは、災害が発生したとき、立ち上がる時期がおそらく一日ぐらいずれ
るであろうということから、連携する形ではなく、切り離した形での開催を予定しておりま
す。

また、これらの訓練と並行いたしまして、各種ブース展示をベルテラスで実施したいと

考えております。また、午後からは職員向け講演会であるとか市民・自治会様向け講演会、アトラクションのようなものを実施したいと考えております。

参考資料2 大規模震災対処連携訓練のイメージという図がございます。こちら、メインとなる訓練を図示化させていただいたものです。市の対策本部を市役所に開設し、また、拠点避難所、各中学校には地区連絡所が開設されます。また、そこには、医師会が救護拠点を開設していただきます。また、拠点避難所を含めまして、各指定避難所施設については、それぞれ避難所を開設していただく。自治会の皆様にはそちらに避難していただき、避難所の開設・運営訓練をしていただき、さらにその場で各種の訓練をしていただく。それぞれが連携する形で、機能する形の訓練にしたいと思います。また、ここに医師会が設置する医師会の医療救護拠点運営訓練そして、市立病院他の救護病院が行う後方医療機関訓練これらもまた、連携する形で実施したいと考えております。これが、全体の大規模震災対処連携訓練のイメージとなります。

続きまして、参考資料3です。これが、全般業務予定表でございます。現在、防災会議への報告がなされているところでございます。4月以降、準備組織を立ち上げまして、訓練の内容の調整、具体化をし、また参加の企業・団体等の募集・調整を行いまして、最終的に11月に訓練の実施を行ったのち、12月以降、研究会を実施し、成果のとりまとめをして、再度、来年の2月ごろ、防災会議への成果の報告を図りたいと考えております。

最後のページです。また、この訓練の実施にあたりまして、防災会議の委員の皆様につきましても、実際この訓練を見ていただき、あるいはご参加いただきまして、評価・分析にご協力いただけたらなあと思います。また、この評価・分析につきましては、後日個別に調整・ご案内をさせていただきたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。以上です。

小紫会長 ありがとうございます。生駒市の総合防災訓練は4年に1回の非常に大きな訓練でございます。いろんなパフォーマンス的なものも含めて啓発を行っていくというような要素も多分にありましたけれども、今回につきましては、より実践的な訓練を行っていくという形で行います。なにか、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、3つ目の報告の方、生駒市国土強靱化地域計画につきまして、よろしく願いいたします。

(3) 生駒市国土強靱化地域計画について

澤井危機管理監 こちらは、資料はございません。国土強靱化地域計画として、各市町村に作成をするようにということが求められておりましたが、これは、従来は作成が義務付けられていたものではございませんでした。生駒市につきましても、諸般の事情により従来は作っていないのですが、来年度、この国土強靱化地域計画を作成・とりまとめさせていた

だきたいと思います。なお、この作成にあたりまして、皆様からのご意見を頂戴することになりますので、その際はご協力いただきたいと思います。以上です。

(4) 生駒市受援マニュアルについて

澤井危機管理監 続きまして、生駒市受援マニュアルについて、ご説明させていただきます。こちら
も、資料はございません。受援マニュアルの作成につきまして、現在、奈良県と連携して進
めております。こちらの内容につきましては、災害時に応援職員を他の自治体から呼ぶた
めの手続きをまとめたようなマニュアルでございます。近年の災害におきまして、物資等の
提供だけではなく、他の自治体から、職員の応援を受け入れて、これを市の災害対策に
使うということが重要になってきております。本年、2月の初旬に奈良県と連携いたしまし
て、模擬的な訓練をいたしました。その成果を反映させていただき、現在鋭意取りまとめ中
でございます。これも、本年度中に策定いたしまして、後日、皆様に配布させていただき
たいと思います。以上です。

小紫会長 報告案件3番目、4番目の生駒市国土強靱化計画及び生駒市受援マニュアルにつ
きまして、なにかご質問ございますでしょうか。受援マニュアルにつきましては、生駒市の方
でも、今回の大きな風水害に対しまして、職員を被災地に派遣しております。逆の状況
で、生駒市がご支援をいただくようなことも、当然いままで、我々いろんなところに支援し
ておりますので、逆にご支援いただくこともこれからあるかもしれませんので、そういうとき
にスムーズに働いていただける体制ができているか、来てもらったけれども、なかなかうまく
活躍いただけなかったとか、準備にも、自治体によってかなり差があると聞いております
ので、そういうところをしっかりとしていきたいと思っております。それでは、4 報告案件 4
つにつきましては、以上のとおりとさせていただきます。最後、その他でございます。生
駒市地域防災計画「マニュアル編」「資料編」の修正について、あとは、1番目の審議案
件に少し出てきておりましたけれど、生駒市災害廃棄物処理計画の作成について、この
内容につきまして、皆様にご報告申し上げます。事務局のほうから、(1) 生駒市地域防災
計画「マニュアル編」「資料編」の修正についてよろしくお願いします。

6. その他

(1) 生駒市地域防災計画「マニュアル編」「資料編」の修正について

澤井危機管理監 従来、この防災会議で本編の方の修正につきまして、毎年ご審議いただき修正
を加えてまいりましたが、マニュアル編、資料編につきましては、修正だけ残ってくるような
状況でございました。本編とマニュアル編・資料編の乖離がかなり目立ってきたというこ

とで、今回まとめてその修正をさせていただき、後日配布させていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

小紫会長 こちらにつきましては、また、皆様一括して修正いたしますので、また、それぞれご意見をいただいたりしながら、ブラッシュアップしていくということで、ご理解賜ればと思います。それでは、二つ目の生駒市災害廃棄物処理計画につきまして、担当課からよろしくお願いいたします。

(2) 生駒災害廃棄物処理計画の作成について

奥田部長 市民部長の奥田でございます。平素は、本市の環境行政にご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。着座にてご説明させていただきます。それでは、今年度、市民部環境保全課が策定いたしております、生駒市災害廃棄物処理計画(案)につきまして、ご説明させていただきます。まず、本計画策定の目的でございますが、生駒市に災害が発生した場合の廃棄物処理について、適正な処理と再生利用を確保するとともに、円滑かつ迅速に処理するため、作成するものでございます。本計画案につきましては、過日委員の皆様方へ資料を送付させていただきまして、6件のご意見をいただいたところでございます。ご意見まことにありがとうございました。いただきましたご意見を反映しまして、この3月の定例市議会で報告をさせていただく予定でございます。内容につきましては、この後、担当課長から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

奥田課長 では、計画(案)の内容について説明いたします。災害の発生時に発生いたしました廃棄物の処理につきまして、計画的かつ迅速、連携、分別、リサイクルなどを基本方針といたしまして、組織体制や廃棄物の発生量、内容、仮置き場の位置、一時仮置き場のレイアウト案、分別、処理方法について記載しておりまして、実際に発生しました場合は、その規模や発生状況に応じた、災害廃棄物処理実行計画をこの計画に基づき速やかに策定いたします。想定しております廃棄物の量につきましては、地震災害では最大で、82万4千トン、風水害では、9万5千トンであります。この廃棄物の仮置き場の必要面積といたしましては、地震災害では最大で、25万1千㎡、風水害では約3万㎡となります。また、仮置き場については、住民仮置き場、発災後の片づけごみ等を中心としたものといたしまして、市内に22箇所あります。街区公園を一時仮置き場、災害ごみを中心としたものとなりまして、近隣公園12箇所や都市公園などを10箇所を想定しております。最後に、防災会議の委員の方々からいただきましたご意見に対しまして、資料5に基づきまして、ご説明させていただきます。まず、資料5の1、ボランティアとの連携につきまして、災害に伴って発生する片づけごみは、災害の規模が大きくなるほど、人手不足が想定されることから、災害家屋に

おける片づけごみや、住民用仮置き場への搬入および分別については、ボランティアに協力を要請する。そのため、災害ボランティアセンターを運営する生駒市社会福祉協議会とは、平時から災害廃棄物の分別搬出方法について、情報共有をすすめ、協力体制の構築を図る。発災時には、決定した方針や、住民に対する周知内容を共有し、災害ボランティアセンターを通じて、ボランティアへの周知協力を依頼する。を挙げました。続きまして、資料5の3、計画案26ページになりますが、表3.1.9仮置き場候補地の注意書きといたしまして、生駒山上遊園地駐車場仮置き場の開設期間は、仮置き場開設から8か月以内とする。を加えました。同じく資料5の4表3.1.9仮置き場候補地の生駒山上遊園地の面積を、21,287㎡を21,065㎡へ訂正いたしました。また、資料5の2現在の候補地につきまして、1から4の優先度を記入いたしました。また、令和元年12月20日から令和2年1月19日まで実施いたしましたパブリックコメントでは、ご意見はございませんでした。以上、ご報告いたします。また、策定いたしました生駒市災害廃棄物処理計画は、3月議会に報告し、了承されましたのち、郵送にて、お届けさせていただく予定でございます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

小紫会長 ただ今の報告につきまして、なにか、ご質問ございますでしょうか。すでに、一度ご意見を伺っていることですので、この計画案は、一度見ていただいているかと思います。よろしいでしょうか。ないようでございますので、全体を通じて、皆様からのご意見又は事務局からのご案内等ございませんでしょうか。それでは、事務局に進行をお返しいたします。

甫田課長補佐 ありがとうございます。長時間にわたり、審議・報告ございましたが、皆様ご協力ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和元年度生駒市防災会議を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。